特別養護老人ホーム 愛日荘 利用料金

令和6年8月1日より適用

【ご入居について】

- ・要介護3から5の方が利用し暮らすことのできる生活の場所です。要介護1、2の方は特例入所要件に該当した場 合入居することが出来ます。
- ・ユニット型個室にてケアしております。お一人お一人の意思を尊重したケアの提供に努めます。これまで暮らしてきた生活の背景など大切にし、入居者様、ご家族様と共にご本人らしい暮らしが出来るように支援いたします。

1日あたりの料金(個室)

(円)

	【介護サービス費(1日毎の加算含む)】					
	介護度 3	介護度 4	介護度 5			
1 割	937	1008	1,077			
2 割	1,874	2016	2,154			
3 割	2,811	3024	3,231			

-				(円)	
【1日あたりの食費】(負担段階別)					
1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階	
300	390	650	1,360	1,595	

(田)

				(13)
【1日	段階別)			
1 段階	2 段階	3 段階①	3段階②	4 段階
880	880	1,370	1,370	2,206

【各種加算(1割負担の金額)】 ★は令和3年4月からの新しい加算です。

1日毎に、各種加算122円(日常生活継続支援加算Ⅱ46円 夜勤職員配置加算IV口21円、看護体制加算Ⅰ4円、看護体制加算 Ⅱ8円、個別機能訓練加算 I 12円、障がい者生活支援体制加算26円、精神科医療養体制加算5円)を頂戴いたします。

1月毎に、個別機能訓練加算Ⅱ20円、褥瘡マネジメント加算(I:3円)・(Ⅱ:13円)、排せつ支援加算(I:10円)・(Ⅱ:15円)・(Ⅲ:20 円)、科学的介護推進体制加算50円、自立支援促進加算280円、認知症チームケア加算(II:120円)、協力医療機関連携加算 (100円)、高齢者施設等感染症対策向上加算(Ⅰ:10円、Ⅱ:5円)を算定致します。

★入居時に1回、安全対策体制加算20円を算定させていただきます。

【負担段階について】

負担段階	年金収入等について	預貯金等の上限について				
1段階	1. 非課税世帯 2. 生活保護・老齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円 夫婦:2,000万円				
2段階	1. 非課税世帯 2. 年金額及び合計収入金額が年間80万円以下の方	単身: 650万円 夫婦:1,650万円				
3段階 ①	1. 非課税世帯 2. 年金額及び合計収入金額が年間80~120万円以下の方	単身: 550万円 夫婦:1,550万円				
3段階②	1. 非課税世帯 2. 年金額及び合計収入金額が年間120万円を超えるの方	単身: 500万円 ↓ 夫婦:1,500万円				
4段階	1. 住民税課税世帯、預貯金等が一定額以上(上記参照)					

※年金には課税年金及び非課税年金(遺族年金・障害年金等)の合計

【1月(30日として)あたりに負担いただく料金】

(円)

1177(00日として/67に71に発達すただい)						(1.1/	
1割負担					2割負担 年金収入+その他の 合計所得が280万円以 上	3割負担 年金収入+その他の合 計所得が340万円以上	
	1 段階	2 段階	3 段階−1	3段階−2	4 段階		
介護度 1	61,200	63,900	86,400	107,700	135,300	161,100	186,900
介護度 2	63,400	66,100	88,600	109,900	137,500	165,600	193,600
介護度 3	69,300	72,000	94,500	115,800	147,900	181,800	215,700
介護度 4	71,800	74,500	97,000	118,300	150,400	186,800	223,300
介護度 5	74,200	76,900	99,400	120,700	152,900	191,700	230,600

上記の料金は、下記の①~⑥を合計した金額となります。

- ① (基本報酬+1日毎の各種加算)×30日
- ③ (①+②)×介護職員処遇改善加算 I 14%
- ④ (食費+お部屋代)×30日

※1. 洗濯・おむつ代、医療機関等への送等の料 金は上記金額に含まれます。

※2. 医療費、散髮料、娯楽費、電気代、出納管 理費、日用品等の費用は別途請求いたします。

問い合わせ先

〒990-0011 山形市大字妙見寺4番地 特別養護老人ホーム 愛日荘

時 間 平 日(月~金曜日 8:30~17:30) 電話番号 023-632-2791 FAX番号 023-632-2792

担 生活相談員 髙橋睦、佐藤心

【負担を軽減する制度について】

1. 高額介護サービス費支給制度(自己負担額の上限額)

- ①介護サービス費15,000円・・・生活保護受給している方
- ②介護サービス費15,000円…年金及びその他の合計所得が80万円以下の方
- ③介護サービス費24,600円…年金及びその他の合計所得が80万円以上あり市町村民税非課税の方
- ④介護サービス費44,400円…市町村民税課税~課税所得380万円(年収770万円)未満
- ⑤介護サービス費93,000円…課税所得380万円(年収770万円)~課税所得690万円(年収1,160万円)未満
- ⑥介護サービス費140,100円・・・課税所得690万円(年収1,160万円)以上

2. 社会福祉法人利用者負担軽減制度

- 一定の要件に該当すると、費用の一部が軽減されます。
- 1段階(生活保護)の方・・・居住費100%軽減
- 2段階の方・・・食費・居住費25%軽減
- 3段階の方・・・介護費・食費・居住費25%軽減

【施設の機能評価について】

・当施設では、サービスの質を表す福祉サービス第三者評価事業を受審し、施設の機能の評価を行っております。『福祉工房の福祉サービス第三者評価事業』でご覧いただけます。